

平成29年度第3回寝屋川市男女共同参画審議会

日時：平成29年11月29日（木）午前10時～正午

場所：市役所議会棟4階第一委員会室

出席委員：大束委員長、森川委員、村上委員、西田委員、星野委員、細谷委員、
熱田委員、西尾委員

事務局：長滝谷人・ふれあい部長、澤井人・ふれあい部次長兼人権文化課長、
阪本係長、余川、出口

○事務局 次第1「男女共同参画審議会委員の紹介」に入らせていただきます。本日、御出席いただいている方を、審議会委員名簿の順に御紹介させていただきますので、一言、自己紹介をよろしくお願いいたします。

〔 委員の皆さんの自己紹介 〕

○事務局 次第2「男女共同参画審議会委員長及び副委員長の選出」ですが、選出に当たり、仮議長を長滝谷人・ふれあい部長が務めさせていただきます。

○仮議長 委員長、副委員長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。選出の方法などにつきまして御意見、御提案がございましたらお願いしたいと存じます。

○委員 推薦でいかがでしょうか。

○仮議長 推薦という御意見がございましたが、他にございませんか。

〔 意見なし 〕

では、委員長の推薦からお願いします。委員の皆様どなたかございませんか。

○委員 これまで副委員長をされていた大束委員に委員長をしていただいておりますでしょうか。

○仮議長 ただいま、大束委員にお願いしてはという御意見がございました。

他にございませんか。

[意見なし]

他にございませんので大東委員を委員長に推薦したいと思います。よろしければ拍手をもって、御承認をお願いいたします。

[拍手]

皆様の拍手をもちまして承認となりましたので、委員長は大東委員に決定しました。続きまして副委員長の選出ですが、委員長と同様に推薦でよろしいですか。では、副委員長の推薦をお願いいたします。どなたかございませんか。

○委員長 副委員長は、林田委員をお願いしてはいかがですか。審議会委員に長く就任しておられ男女共同参画に関する造詣が深く適任だと思います。

○仮議長 ただいま林田委員をお願いしてはどの御意見がございました。他にはございませんか。

[意見なし]

副委員長に林田委員の推薦がありましたが、本日欠席ですので後日、事務局より林田委員に確認し、次回の審議会で報告させていただくということによろしいですか。

[意見なし]

以上で次第2は終了いたします。今後の議事進行は、大東委員長をお願いしまして、仮議長を降壇させていただきます。それでは大東委員長、就任の御挨拶をよろしくをお願いいたします。

[委員長のあいさつ]

○事務局 ただいまより平成29年度第3回寝屋川市男女共同参画審議会を開催いたします。委員12名中、8名の御出席ですので、男女共同参画審議会規則第5条第2項の規定により審議会は成立していることを御報告申し上げます。

次に審議に入ります前に、審議会の公開に関して御説明させていただきます。

本審議会は、市民にできる限り情報を開示することが重要であるとの観点から原則として公開で、傍聴を予定しています。また、審議内容は、議事録を作成しホームページでの公開予定ですので、予め御了承願います。本日は傍聴の申請者が2名おられますが、委員長、お諮りのほう、よろしく願います。

○委員長 2名いらっしゃるとのことですが、皆様よろしいでしょうか。それではお入りください。次第3「男女共同参画について」です。本審議会は平成31年8月31日までを任期として委員の皆様には寝屋川市の男女共同参画社会づくりの方向性について御審議いただく場です。本日は新しく委員となられた方もいらっしゃるの、初めに、資料1、資料2について御説明をさせていただきます。その後、資料3に従い、委員の皆様でグループワークを行いたいと考えております。資料1と資料2を御覧下さい。今回は「男女共同参画について」ですので、男女共同参画社会って何だろうというお話をさせていただきます。今からの説明の中で参照していただきたい部分がありますので、第4期ねやがわ男女共同参画プラン配布をさせていただきました。男女共同参画社会とは何なのか、どんな社会なのかということについてですが、まず男女共同参画社会基本法というものがあります。男女共同参画社会基本法は、第4期プランの74ページに載っています。男女共同参画社会基本法は、平成11（1999）年6月に施行された法律ですが、第1章総則の第2条1号の定義に、国が考えている男女共同参画社会とは何か書かれています。「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と書かれています。難しい言い回しですが、今回はこの男女共同参画社会基本法の中でい

われている男女共同参画社会とはどんな社会なのかについて一つずつ御説明いたします。まず「参加」と「参画」についてです。先ほどから男女共同参画社会と言っておりますが、「参画」という言葉が入っています。「参画」というと、あまり日常生活では使わない用語で、意味が分かりづらい用語です。似たような用語として「参加」という言葉があります。「参加」は、仲間に加わるとか一緒に行動するという事です。それに対し「参画」は、事業などの計画に加わることと辞書では定義づけられています。これを女性の社会参加、社会参画というところでいうと、1980年代までは女性の社会参加がよくいわれていました。要するに女性の社会参加とは、働く場における参加という意味が強いもので、女性も家庭の中で家事、育児をしているというだけでなく、社会で経済的な活動ができるような社会を目指すというのが女性の社会参加といわれていました。そういわれていたところ、国の動きとして最たるもので1986年にできた「男女雇用機会均等法」というものがありますが、その趣旨が女性の社会参加でした。ところが女性の社会参加が進んでもなかなか女性のおかれている状況が変わらなかった。それはなぜかという、単に仲間に加わっているだけで、その中で何かを決めるときに女性がいないことが問題になってきたことが言えます。例えば、会社の中で方針を決めるときに女性がいないと、男性だけでその会社の方針を決めることになる。例えば、今日の社会では出産は女性にしかできないことですが、出産の状況が男性にはよくわかりませんよね。だって自分が産めないから。でもその産めない人たちばかりで会社の方針を決めているから、結局、産む性である女性がどんな問題を抱えているのかがわからないという状況になっていることがあります。ですので、1980年代以降、そういうことを決める場所に女性が参加することが極めて重要な問題になってきたといえます。1990年代以降は計画に加わるということが問題になってきたとい

うことがあります。なぜ問題になっているのかというと、参画の状況が女性と男性で異なっているからです。政治の領域でいうと、平成29年10月に衆議院選挙がありました。衆議院選挙の結果は女性議員の割合が、確か10.1%で、10人に1人しか女性がいない状況です。人口比でいうと半分女性であってもいいのに、なぜか10分の1しかいない。寝屋川市議会は、どうですか。

○委員・委員 27名中5人です。

○委員長 27名中5人で約23%です。おかしいですよ。女性が人口比で半分なのに、なぜ女性の数が少ないのでしょうか。寝屋川市議会の議員は、寝屋川市の方針を決める役割を担っているにも関わらず、女性が4分の1くらいしかいない状況にあります。先日、熊本市議会で、子連れで女性議員が本議会に出席しようとして止められました。なぜ止められたのかと問題になっていましたが、男性が中心で運営していると結局、例えば女性が出産や子育てをするときに、どんな困難を抱えるのかがよくわからないというところがあり、やはりそれが問題になって、熊本市議会の女性議員は、そうした問題提起をするために自分は本議会に子どもを連れていったと言っています。その状況から、やはり女性がもっと議員になれば活発な意見が言えるはずですね。にも関わらず女性が少ない状況がある。経済や企業のトップも男性がほとんどで、そうすると男性の意向に沿って企業の方針が決められる状況になっていると言えます。地域社会においても、例えば町内会長は男性で、でも町内会で実質的に活動しているメンバーは女性が中心という状況になっていますし、家族やボランティアのグループも女性が中心になっているところが多い。そういうふうに、「参画」を取り上げて女性と男性では「参画」している所が異なっていることに問題があると言えます。だから女性も男性も両方が計画に加わり、そこでできた計画に関しては共同で責任を持つことが、「参画」の意味であると思います。

基本法の中に「共に責任を担う社会」とあります。女性の活躍が進むと全ての人々が意見を言い出して、その結果とてもわがままな社会になるのではないかなどとよく言われますが、法律ではそうではなく、計画に参加したならそれに対してはやはりお互いに責任を持ってやっていきましょうと謳われています。

男女共同参画という言葉自体も普段、聞かないような言葉ですが、英語では「ジェンダー＝イクォリティ」で、直訳すると「ジェンダーが平等」という意味です。だから「男女平等」でもよかったです。ところが「平等」というものに対していろんな考え方があるのでそこを「共同参画」と訳したということがいえます。「男女」とは、「共同参画」とは何なのかというところをお話していきます。「男女」とは何なのかですが、私たちは女だ、男だとかいう形で単純に言っていますが、少なくとも「男女」の分かれ目には2つのものがあります。それが生物学的性別（セックス）と、社会的性差（ジェンダー）と言われているものです。生物学的性別は身体的な体の性であり、女性器がついているとか男性器がついているというのが、生物学的性別という問題です。社会的性差は「女の生き方」や「男の生き方」など、あるいは「女らしさ」や「男らしさ」などと言われているものです。女の生き方や男の生き方とは何なのか、例として今回は新聞記事を持ってきました。30代以上未婚、子なしの女性たちを「負け犬」と表現して、ベストセラーになった「負け犬の遠吠え」という書籍についての記事です。著者は酒井順子さんで、女性が幾らバリバリ経済的に活躍していたとしても、結婚していて子どもがいるかどうかで何となく勝ち負けが決まっているのではないか？という問題提起をされました。要するにバリバリ働いていたとしても結婚していなければ幸せではないと世間の人たちが言う、それに対して皮肉を込めて「負け犬」という言葉を使ったということです。「女の幸せ」という言葉がありますが、「男の幸せ」という言葉はあ

まり言われません。男は幸せになってはいけないのかと僕はいつも言いますが、結婚、出産することが「女の幸せ」だと社会の中で思われているからこそ、結婚、出産をすることが勝っているという状況になり、それができていなければ負けているとみなされると、酒井さんは言っています。「男の幸せ」があるとして、「男の幸せ」も結婚して出産することなのかというと、そうではないですよ。「男の幸せ」という言葉はないですが「男子の本懐」という古めかしい言葉があり、そこに述べられているのは結婚、出産ではなく経済的に成功するかどうか、それが男性にとって重要なことだと考えられているということです。とすると、少なくとも私たちの社会の中では「女の生き方」と「男の生き方」の、どうも2つに分かれているようだということが見えてきます。このときに問題なのが生物学的な女性・男性で、女性は女の生き方をしなければいけないとか、男性は男の生き方をしなければいけないのかということです。要するに女性器がついているから女性の生き方をしないといけないのか、男性器がついているから男性の生き方をしないといけないのか、そこに何らかの関係性があるのかが問題になることがあります。要するに生物学的な違いがあるにしても、男女があらゆる分野で共同して活動できる機会をつくるのがやはり重要であり、「生物学的にあなたは女性だから（男性だから）こういう生き方をしなければいけません。」というのは、本質的におかしいのではないのかという考え方が、ジェンダーの考え方の中にあります。こうした機会をつくることに対し、それを阻むものとしてジェンダー論の中で研究されているのが、1つは「性別役割分業」「性別役割分担意識」ですが、分担意識が阻んでいるのではなかろうか。男は仕事で女は家事・育児となっていますが、じゃあ男は男性器がついているから仕事、女は女性器がついているから家事、育児なんですか？もう1つ、愛し方の問題や心の性と体の性の問題があります。異性愛主義

とされている私たちの社会の中では、異性同士が愛し合うのは当たり前で、同性で愛し合うのはおかしいじゃないかという考え方。あるいは「シスジェンダー」の問題もあります。「シスジェンダー」とは、生物学的性別と心の性は一致しているのが普通だという考え方です。女性器がついているから自分のことを女だと思い、男性器がついているから自分のことを男だと思って疑わないわけですが、どうしてそうなっているのかが、男女をめぐる問題の中にあります。次に「共同参画」は、「ジェンダー＝イクォーリティ」、平等との関係で、平等がなぜここに出てくるのかというと、かつて日本の社会、あるいは世界的に見ても平等でない社会があったからだということがあります。平等でない社会を「身分制の社会」といいます。身分制の社会とは、自分では変えることができない生得的な性質、それが身分ですが、それによって生き方が制限される社会のことです。考えてみたら生物学的な女性、男性についても、生まれる時には自分では選べなかったわけです。にも関わらず、それによって生き方が制限されるのはおかしいというのが、男女共同参画社会の考え方の基本にあります。身分制の社会では、その他に誰から生まれたのか、どこから生まれたのかによって、その人の生き方が制限されるという考え方がありました。「この地域に生まれたからこういう職業にしか就けない。」等の考え方です。それに対して市民革命が起こります。それによって、身分ではなく本人がどれだけ努力したかによって生き方を決める社会に変わってきました。近代社会の中では機会の平等が非常に重要で、機会の平等を果たした上で計画に加わることを目指すのが共同参画の趣旨です。本日の議題の「女性活躍推進」についても、女性が働く場を中心としてあらゆる場面で計画に加わる「参画」を目指すことを謳っているということです。特に今回の法律上で画期的なのは、国が企業に対して「女性が活躍するための方針を決めなさい。」としたところであるといえま

す。さて、女性活躍推進が謳われると、男性の生き方はどうなのかが問題になります。そこは私が研究している分野ですが、結局、男はどうしたらいいのか。男はこのままの働き方でいいのかということも合わせて考える必要があります。最後に寝屋川市の取組のお話をさせていただきます。男女共同参画社会基本法の第8条と第9条には、国や地方自治体は男女共同参画社会の実現のために計画をつくって実行しなければいけないと書かれています。国はこの法律に則って男女共同参画社会基本計画を策定しており、第1次が平成12年、第2次は平成17年、第3次が平成22年、第4次が平成27年と、5年ごとに計画を更新しています。寝屋川市も国の方針に従い計画を策定しています。一番初めに、寝屋川市で男女共同参画に関する計画ができたのは、「女性問題行動計画」で、昭和62年に策定されています。その前に国で国内行動計画の重点計画があり、それを受けての策定です。その後、第2期の計画が平成9年、第3期の計画が平成14年、第3期となっていますが、改訂版が平成19年で、第4期ねやがわ男女共同参画プランは平成23年に策定という流れになります。最後に寝屋川市男女共同参画審議会の位置付けですが、この計画を推進していくための体制の部分で、男女共同参画審議会があります。「学識者や市議会議員、関係団体、公募市民で構成する「男女共同参画審議会」において、施策の進捗状況等に関する審議をしていただき、提言や御意見等を踏まえて、男女共同参画を推進します。」というものです。この審議会は、寝屋川市らしい男女共同参画社会を実現するために審議会委員の皆さんが意見を出し合う場だと考えてもらえたらいいと思います。具体的にやるのが、市民としてどんな取組をするのが最重要ということになりますけれども。加えて、年度ごとに行政がどんなことに取り組んでいるのか、また次期プランの策定もあります。10年計画ですので、この計画は2020年で終わりです。2021年には第5期ねやがわ男女共同参画プランを

策定しますので、それに向けての調査等も含めて審議をしていただければと思います。それでは、ここからグループワークを行いたいと思います。

(グループワーク)

○委員長 次第4「寝屋川市女性活躍推進計画(案)について」についてです。この計画に関しては昨年度から審議を進めており、今年度中に策定予定です。次回、第4回審議会で確定するよう審議をしてまいりたいと思います。それでは、事務局から説明をよろしくお願いします。

○事務局 「(案)寝屋川市女性活躍推進計画」の修正箇所につきまして、ご説明させていただきます。なお、今回の修正につきましては、前回の委員の皆様のご意見等を踏まえるとともに、計画案全体の整合性を考慮し、語句等について整理したものでございます。まず、1ページをご覧ください。「1 趣旨・目的」の13行目の終わりから14行目にかけての(以下「ねやがわ男女共同参画プラン」という。)を削除しました。また、17行目の(以下「推進計画」という。)を削除しました。さらに、下から4行の網掛けをしている独立した文章につきましては委員のご意見を踏まえ、「本計画は、「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」を基本とし、女性の職業生活に関する施策に特化したものです。「(仮称)第5期ねやがわ男女共同参画プラン」に本計画の内容を包含することを踏まえ、計画期間は、2018(平成30)年度から2020(平成32)年度までの3年間とします。」に変更し、本計画と男女共同参画プランの関係性をより分かりやすくしました。前後しますが、1ページの変更にあわせて、表紙の計画名の下にある計画期間を「2018(平成30)年度～2020(平成32)年度」に変更しました。また、最後の奥付のページにつきましても、計画名の下にある計画期間を「2018(平成30)年度～2020(平成32)年度」に変更しております。次に、2ページをご覧ください。女性活躍推進法の目的となる第1条が記

載されている枠の中の1行目に「女性活躍推進法（抜粋）」を追加しました。

次に、3ページをご覧ください。2か所ございますが、まず、3 基本目標の現状と課題に対する施策、ア 現状と課題の9行目“労働者数”を“労働者の数”に変更しました。合わせて、イ 施策の方向、⑤ 女性活躍推進法に規定する一般事業主行動計画の啓発の1行目“労働者300人以下”を“労働者の数が300人以下”に変更し、表現を統一しました。次に、4ページをご覧ください。中段「イ施策の方向」の①採用・配置における男女平等の推進の一つ目のはじめの「女性活躍推進法に基づき」を削除しました。あわせて、二つ目の「女性活躍推進法に基づき」も削除し、他のページと表現を統一しました。次に、5ページをご覧ください。中段「イ施策の方向」につきまして、子育てに関する“環境整備”の施策として「② 仕事と子育ての両立に向けた支援」“産休明け保育、育休明け保育、病児・病後児保育、夜間保育、保育時間の延長等、働く男女の多様な保育需要に対応する保育体制の整備を継続して進めます。”を新たに追加しました。また、あわせて“環境整備”に関する施策が上位になるよう施策の順番を変更しました。次に、6ページをご覧ください。4 女性の活躍推進に向けた体制につきまして、1行目「本計画の実効性を確保するため、各体制のもとに女性の活躍を推進します。」の「各体制のもとに」という部分を「(1)～(4)に基づき」に変更し、下記への導入部分としてより分かりやすくなるよう変更しました。また「(2) 寝屋川市男女共同参画推進本部」の2行目に「寝屋川市男女共同参画推進本部は、」という主語を追加しました。

「(3) 寝屋川市立男女共同参画推進センター（ふらっと ねやがわ）の充実」につきまして、2行目から最後にかけての“「講座」、「相談」、「情報」、「活動支援」、「交流」、「一時保育」の6つの事業を実施しています”の部分を、“下図の6つの事業を実施しており、今後も男女共同参画社会の実現の

ための拠点施設として、より一層の充実を図ります。”に変更しました。

○委員長　今回初めての方もいらっしゃいますので、これまでの経緯ですが、「寝屋川市女性活躍推進計画」を策定するための基になっているのが、「女性活躍推進法」です。その女性活躍推進法の中に、この推進計画案の2ページ目の下にあるように、市でもこういう計画を作りなさいとなっています。今回、これを策定することになった経緯はそこにあります。ただ、先ほどから述べていますように、現在第4期ねやがわ男女共同参画プランがありますので、プランに加えて女性活躍推進計画を策定するのではなく、このプランに掲載されている内容に基づいて、この女性活躍推進計画を策定することになっています。それは第4期プランが2020年までであり、2021年以降は第5期プランができますので、それまでの間、暫定的に3年間の分を作ったということです。内容に関しても、この男女共同参画プランの中で、先ほどの2ページ目に基本目標1、2、3と上がっていますが、この男女共同参画プランの中で女性活躍推進計画の基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲをこの参画プランの中で述べられてることを中心にまとめています。例えば、基本目標Ⅰの就業や起業に関する支援の推進は第4期ねやがわ男女共同参画プランの37ページに、36、37ページに就業や起業に関する支援がプランの中にありますので、そのプランを推進していく形で、例えば施策の方向に関してはプランの記載をベースにして策定しています。これまでの議論の中で委員の皆さん方の意見を踏まえた上で今回、網掛けが入っていますようにこの計画ができた当初は平成14年なので、そこから国際的に見ても女性活躍推進が進んだとか、あるいは国内でも進んだという状況を加味して文言を変更することが必要なのではないかという議論があり、今回、網掛けの部分に関して変更されました。以上、補足しましたが、第4期プランを配布していただきましたので、何ページ目が該当するのかをお示しください。

○事務局　　推進計画案については、基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとそれぞれ3分割しています。推進計画の基本目標Ⅰ、職業や起業に関する支援の推進ですが、第4期プランの36ページの項目を抜粋しています。基本目標Ⅱ、行政内部における男女平等の推進ですが、第4期プランの38ページにこの内容が記載されています。基本目標Ⅲ、仕事と生活の調和の推進は、42ページに記載があります。前回の審議会の御意見を踏まえ、第4期プランの40ページに、仕事と子育ての両立に向けた支援という項目が記載されていますが、この項目につきまして推進計画の5ページに新たに追加させていただきました。網掛けで付け加えた部分と、「仕事と生活の両立に向けた啓発」、まずこれが先ではないかという御意見をいただきましたので、順序を変更しました。

○大委員長　　男女共同参画プランにはどこの課が担当するのかが書かれていて、推進計画では書かれていませんが、それはよろしいのですか。

○事務局　　大もとであるプランに各所管課を記載させていただいておりますので、特に推進計画には必要ではないということで、記載しておりません。

○委員長　　これまでの議論でも出ていましたが、3年の暫定的なものですので、なるべくプランに則った形でということで、新しいものを作るのではなく、プランの一部を修正する形が当初の方針であったということです。

○委員　　女性活躍推進計画の4ページにある寝屋川市特定事業主行動計画というのは、こういうものがあるのですか。

○事務局　　寝屋川市では特定事業主行動計画を平成28年から32年度までの期間で策定しています。女性活躍推進法が平成28年4月施行になっていますので、それに向けて平成28年3月31日で策定させていただいております。

○委員長　　補足ですが、女性活躍推進法では、301人以上の従業員がいる事業主に対しては、行動計画を策定することを義務化しています。

○事務局 行政につきましては、職員数に関わらず義務化されております。

○委員長 中小企業においては「努力義務」になっています。日本では99%が中小企業なので、その99%のところでの事業主行動計画をどうするのか、地方公共団体の今後の課題になると思います。

○委員 5ページの施策の方向で基本目標Ⅲのイの施策の方向の中の6番の女性の就労や職場での悩みを初め幅広い相談に応じます。ということが書かれてありますが、これは7ページにある地方公共団体は相談、助言などに務めることとするということですか？

○事務局 はい。女性活躍推進法の条文の中に地方公共団体は相談、助言等に務めるものとするという条文がありますので、これを受けたものが推進計画の5ページの施策の方向6番です。女性活躍推進法に規定する女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置ということで記載しております。

○委員長 第4期プランでは施策の方向で市民や地域社会や企業の役割が定義化されていますが、推進計画にはそれが盛り込まれていません。今回どうこうはないですが、特に企業の役割がとても重要になりますので、次回に向けては特に企業の役割をどう考えていくのかも議論したほうが良いと思います。

○事務局 確かに企業等の労働分野においては第4期男女共同参画基本計画においても男性中心型労働慣行の見直しが謳われています。それもあり、女性活躍推進法になって基本的に企業自らが取り組んでいかなければならないということで、行政にどんなアプローチができるかですが、寝屋川市には寝屋川事業所人権推進連絡会があり、事務局が人権文化課です。年に1回総会等もあるので、そこで従業員が300人以下の事業所に対する事業主行動計画の策定を促し、また寝屋川、枚方、交野を管轄しておりますハローワーク枚方主催のトップクラス研修も、年1回あります。こういう場を活用し、一般事業主及び特定

事業主行動計画の策定に向けたPRをしたいと考えております。

○委員 今、世界ではSDGs行動目標ができております。その中でも目標5にジェンダーの平等が掲げられており、このSDGsは世界全体の目標ですので国連主導であり、従う従わないではないですが、私たち自身が住みよい地域、住みよい国、住みよい地球にしていくための行動目標ですので、いろんな意味でSDGsも少し、今回のこれも周囲の方々に啓発するときに同時進行していくことが、訴えかけるためにもそうですし、寝屋川市としても広域に寝屋川市はこういうふうなことを目指しているということを皆さんにわかりやすい形で御提示できるのではないかなと思いますので、その組み合わせ等も今後、検討事項の一つに入れていただくといいのではないかと思います。

○事務局 それにつきましては様々な分野があり、男女共同参画プランであれば基本目標を立てさせていただいております。それぞれその目標に向かってどのようにアプローチしていくのかということでは相通ずるものがあると思います。今後、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組をしていく中で共通する部分があれば、必要に応じてそういう内容も取り組んで推進させていただければと考えております。

○委員 5ページのアでは男女雇用機会均等法、育児介護休業法、女性活躍推進法にカギ括弧をつけておられます。例えば3ページ目の中にある女性活躍推進法には、カギ括弧がついていないんですが、これは使い分けをされているのか。法律関係についてはカギ括弧をつけるのであれば、全部つけられたほうがわかりやすいというのが1点。同じ観点から4ページ目の特定事業主行動計画、これも寝屋川市で特定事業主行動計画を作っておられるので、そういう意味でカギ括弧つけていただいたほうがいいのかなと思います。

○事務局 カギ括弧につきまして、統一させていただきたいと思います。

○委員　ねやがわ男女共同参画プランは女性と男性が企画立案から一緒に参加するという趣旨ですが、女性活躍推進計画は安倍内閣が発足し、アベノミクスを推進していく中で労働力の確保が喫緊の課題となることも踏まえて女性の力を引っ張り出していこうという話だと思います。共同参画の趣旨と、女性活躍推進法でいう今までよりももっと、どんどん女性が社会進出して労働力として社会を担うという、この2つが、多分男女共同参画の延長線上にはあると思いますが、法の趣旨・意味合いが少し違うのかなと感じていたのですが、先生の御見解はいかがですか。

○委員長　個人的な見解ですが、安倍内閣の中で女性を労働力として重要視していくという方針が先に出てそこに男女共同参画計画が合わせられたという経緯があります。要するに、女性活躍推進法ができた直後に国の第4期の男女共同参画基本計画ができているというところがあって、どうしても研究者からしてみたら先の女性の労働力の確保という意見というものがあってそこに合わせるような形で第4期の国の行動計画ができているというような経緯があるかと思います。だから確かに非常に違和感があるというのは事実です。ただ寝屋川市としては国の方針がそうなっていて、行政はこれをしなければならないとされているので苦肉の策として、今回こういう提案をされていると思いますし、我々市民としても国がそう言っているのであれば女性が働くために一体どういう社会になれば望ましいのかを考えていく、要するに逆手にとって盛り込んでいくということでもいいのではないかと思います。特に僕の個人的観点から言うと、男性の働き方改革は、女性活躍推進法ができて第4次の国の行動計画の中で男性の働き方改革という、非常に喫緊の課題だということで、それが引き継がれて今の人づくり革命とかいう妙な用語の中にも取り込まれたという部分があり、では男性自身はどう生きていいのかということをもう少し考える機

会にすればいいと考えています。これは研究者という立場と私の個人的な見解ですので、行政の方としても本心としては何かずれているということは把握されていると思いますが、国がそう言ってるのだから仕方ないというところもあると思います。ずれを感じつつもうまく利用して皆がいきいきとできる寝屋川市を作るためにどうしたらいいのかを考えるほうがいいと思います。

○委員 介護保険制度ができたときに政府が言っていたことが、高齢化社会でお年寄りがどんどん増えてきて、子どもが親の世話にばかり関わっていると社会的に労働力の確保ができない。だから地域で、社会で、国の方針として、全体でお年寄りのお世話をさせていただくと。そうすることで若い労働力が親の世話から手を離して一生懸命働けるようになる。そうして労働力を国として確保して、働いている子どもは親の世話をしなくていいという方向になりました。現実には介護保険制度がどんどん進展し、国としては労働力を確保できて経済は一定、発展しましたが、今見直されているのは、子どもが本当に親の面倒みなくていいのか、世話をしなくていいのか、じゃなくてやはり経済を支えることも大事だけれどもお年寄りのお世話もしなければいけないのではないのか。このごろ、ちょっと介護保険で見直されてきているのが子どもという言い方じゃなくて地域で、社会で、あるいは向こう3軒両隣でお年寄りのお世話をしましょうということに方向がちょっとずれてきているんです。国の方針が変わりつつある。今、男女共同参画の中に、私がずっと聞いていて国の方針として労働力を確保しないといけないから保育所をどんどんつくって子どもを預けて、手が離れた女性は労働力として社会に出て行って働きなさいと。経済成長させていくんだと。果たしてそれが本当にいいのかと。どこかの時点でそういうのは見直されて、保育所で子育てする、幼稚園で子育てするなど、いろんな手だても必要ですが、やはり親の愛情が基本にあるということにまた戻ってくるの

だと思います。やはり子どもには親の愛情が必要だということをしちっと踏まえながら物事を進めていくというのか、そんなことを感じました。

○委員長　　そういうところも加味して、今回はもう大胆な変更はしないでこの中の一部をもって計画にするという方向性になったのだと思います。ですので最終的には第5期ねやがわ男女共同参画プランを策定する際に、じゃあ一体、女性活躍推進法で女性の労働力を期待されているけども、どうしたらいいのかというところをもう少し議論した上で全体のプランを作るといいと思います。他市では今回、別々にこの計画ができ上がっていますが、他市では大体、この参画プランの中に盛り込まれています。この中的一部分がこの女性活躍推進計画であり、DV防止の計画であるとかいう形で取り込まれています。寝屋川市は改訂の時期がずれていたのだから別々に作らなければいけなかったという経緯があり、今回はこの参画プランの一部をあまり修正せずに盛り込んでいますので、第5期のプランをつくる時に、女性の働きで子育ての問題をどうするのかというところに関しては議論をしてよりよいプランを作っていくといいかなと思います。

○委員　　もちろん介護保険の充実は、これから高齢化するので非常に大事ですが、一方で国の方針として働き方改革の中で企業に介護休暇や育児休暇をきちんと整備していきなさいという方針も出てますので、決して面倒をみなくていいというわけではないと、これから改善が進んでいくのではないかと希望的観測はもっています。ただ、中小企業の場合、その制度に乗れるかどうかは今後の状況によると思います。今また生産性向上がよく言われています。日本の従業員さんは年休をなかなか取れないのですが、もっと効率よく生産をしてきちんとお休みをとって育児も介護もできるような働き方に変えていこうとなってきましたので、そこに期待したいと思います。

○事務局　確かに働き方改革で、正規、非正規問題、ダブルケア問題、様々な問題が山積しています。ただ一番、優先にあるのは人口減少かなと考えています。この人口減少には会社、地域、様々な分野においてやはり男女平等の視点を取り入れて、様々な活動を担う必要があると考えております。それが本市ではこの男女共同参画プランだと考えておりますので、プランの進捗について委員の皆様方から様々な御意見等いただけたらと考えております。

○委員長　他に御意見等ないようでしたら、本計画の案につきましては次回の審議会で確定したいと思いますので御発言を事務局で整理しまして次回の審議会までに提示するという事によろしいですか。それでは、本日の会議はこれをもって閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。

閉会　正午